

手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名		筑波産学連携支援センター本館（24）機械設備改修その他工事
工事種別		暖冷房衛生設備工事
工事場所(都県)		茨城県
工事場所(市区町村)		つくば市観音台2-1-9
工事概要		敷地面積 138,654 m ² 1. 建 物 1) 本 館 構 造：鉄筋コンクリート造 地上3階 建築面積：約 3,370 m ² 延べ面積：約 10,140 m ² 用 途：庁舎 工事内容：空気調和設備、換気設備、自動制御設備、給水設備、電気設備、建築工事、撤去工事
担当事務所		営繕部 保全指導・監督室
公示日／期限日／開札日		R 6. 7. 12 / R 6. 7. 29 / R 6. 9. 20
工 期		契約締結の翌日から令和7年3月28日まで
入札契約方式／落札方式		公募型指名競争入札／総合評価落札方式（企業実績評価型）
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	暖冷房衛生設備工事 B等級又はA等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成21年4月1日以降の期間に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。 （ア）空気調和設備（機器及び配管の施工を含むものに限る。）の更新又は新設 ただし、申請できる同種工事の施工実績は2件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。施工実績を2件申請した場合、1件の施工実績が確認できれば施工実績として認める。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）の施工実績を有すること。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

「筑波産学連携支援センター本館(24)機械設備改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

【工事の概要】

本工事は、筑波産学連携支援センター本館（茨城県つくば市観音台2-1-9）において、空気調和設備改修、これらの改修に伴う建築改修、電気設備改修を併せて行うものです。

(1) 主な工事内容

- ・ 空気調和設備 ユニット形空気調和機2台、配管類の更新を行います。
- ・ 換気設備 送風機2台、ダクト類の更新を行います。
- ・ 自動制御設備 空気調和設備改修に伴う自動制御盤及び機器類の更新を行います。
- ・ 給水設備 配管類の更新を行います。
- ・ 建築工事 機械設備改修工事に伴う、建具及び内装改修を行います。
- ・ 電気設備 機械設備改修工事に伴う、照明器具、動力設備の改修を行います。

(2) 施工時期、施工条件

- ・ 施工条件、施工日、施工時間については、現場説明書（現場及び技術に関する事項）を参照。
- ・ その他の仮設、養生、作業範囲については「61-karissetsubisankou.pdf」を参照。

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

(1) 実態を踏まえた積算の運用

- ・ 法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 入札時積算数量活用方式の適用

- ・ 発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3) 施工条件等の円滑な協議

- ・ 契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
（請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です）

(4) 工事関係図書等の効率化

- ・ 本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5) 週休2日促進工事の適用

- ・ 本工事は発注者が週休2日に取組むことを指定する受注者希望方式を適用します。

(6) 主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・ 現場施工に着手するまでの期間（開札日から30日間を予定）は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。

(7) 見積活用方式の試行

- ・ 工事の実勢価格を予定価格へ適切に反映するため、本工事の一部に関して見積書を提出し、その妥当性が確認できた場合には予定価格作成のための参考とします。

(8) 適切な工期の確保について

- ・ 本工事においては、資機材及び機器等（以下、「機器等」という。）について、標準的な納期を元にした工期としています。昨今の機器等の納期遅延により、工期内に工事が完成

できない等、工期の延期等についての申し出等があった場合には、適切に協議に応じ、工事の一時中止等の適切な措置、及び状況に応じて必要な契約変更を実施します。